

平成27年葛巻町議会3月会議 会議録

平成27年3月30日(月)
午前10時 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	
日程第2	諸般の報告	
	・出張報告	
【 議案第31号・議案第32号 】	
日程第3	議案第31号 平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)	5
日程第4	議案第32号 町立児童館条例の一部を改正する条例	8

平成27年葛巻町議会3月会議 会議録（第1号）

開議日告示年月日	平成27年3月27日（金）					
再開年月日	平成27年3月30日（月）					
招集の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成27年3月30日（月） 開議10時00分 散会10時46分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅早 席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1 番	山崎 邦 廣	4 番	鈴木 満		
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長		建設水道課長	
	農業委員会長		教育委員会事務局教育次長	深澤口 和則
	代表監査委員		病院事務局長	
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	
	総務企画課長	鳩岡 修	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
	住民会計課長			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成27年葛巻町議会を再開いたします。

これから、平成27年葛巻町議会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、会議日程は本日一日間とします。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、山崎邦廣君及び4番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

出張報告をします。

3月17日から18日まで、石破茂地方創生担当大臣訪問のため、東京都に出張しました。

3月20日、遠野産山ぶどうワイン初飲み会出席のため、遠野市に出張しました。

3月24日、野田村の食材とワインの夕べ出席のため、野田村に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第31号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)及び日程第4、議案第32号、町立児童館条例の一部を改正する条例の2議案を、一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号及び議案第32号の2議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長 (鳩岡修君)

お疲れ様でございます。

議案第31号について、ご説明申し上げます。補正予算書と議案資料をご準備いただきたいと思っております。

議案第31号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)でございます。

今回の補正につきましては、歳入で、地方交付税及び各種交付金等の交付実績により増額と、これを財源とします公共施設等整備基金積立金等の増額となっております。

第1条が、歳入歳出予算の補正でございます。歳入の総額に 281,753,000 円を追加しまして、予算の総額を 7,162,024,000 円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。第2表の債務負担行為補正によりまして、ご説明申し上げます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の追加2件でございます。

1 件目でございますが、一般社団法人葛巻町畜産開発公社の事業運転資金に係る損失補償でございます。期間は、平成 27 年度から平成 30 年度までとなっております。限度額でございますが、畜産開発公社が事業運転資金として、平成 29 年度までに金融機関から借り入れる短期資金の償還に係る元金及び利子につきまして、償還期限到来後3カ月を経過してなお返済されなかった元金及び利子の全額を損失補償するというものでございまして、その額の限度が250,000,000 円と定めるものでございます。

現在、同様の債務負担行為をしてございまして、平成 23 年の 12 月に債務負担行為を起こしておるものでございますが、これにつきましては、24 年から 26 年度まで、今年度までの借り入れにつきまして 250,000,000 円を限度として損失補償するという、内容としますと同様の趣旨となっております。公社の安定的運営に向けた財源を保障するという内容となったものでございます。

2 件目が、葛巻高原食品加工株式会社の事業運転資金に係る損失補償でございます。期間につきましては、同期間でございます。27 年度から平成 30 年度まででございます。葛巻高原食品加工株式会社が事業運転資金として、平成 29 年度までに金融機関から借り入れる短期資金の償還に係る元金、利子について、償還期限到来後3カ月を経過してなお返済されなかった元金、利子の全額を損失補償するというものでございまして、損失の限度額を 160,000,000 円とするものでございます。

この高原食品につきましても、同様に、同期間、24 年から 26 年度の部分につきまして、160,000,000 円を限度として、平成 24 年の 3 月に債務負担行為を起こしておるものと同様の趣旨となっております。この部分につきましては、山ぶどうの借り入れ等の資金として、安定的な事業経営を目指すというものでございます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書の総括、歳入でございます。9 款の地方交付税が主なものでございまして、271,057,000 円の増額となっております。

6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。2 款の総務費で 200,071,000 円の増額、14 款の予備費に 81,682,000 円を積み増しするというものでございまして、歳出合計 281,753,000 円の補正となっております。

7 ページの歳入をご覧いただきたいと思います。

主な補正の項目につきまして、ご説明いたします。

4 款の配当割交付金でございますが、1,512,000 円の補正でございます。前年度比較ですと 861,000 円、103.6 パーセントの増となっております。

次の、株式等譲渡所得割交付金は 773,000 円の補正でございます。平成 25 年度は 1,206,000 円でございますので、408,000 円、33.8 パーセントの減となっております。

6 款の地方消費税交付金でございますが、5,900,000 円の補正でございます。前年度比で 14,114,000 円、25.2 パーセントの増となっております。

7 款が自動車取得税交付金 2,382,000 円の補正でございます。前年度比 8,842,000 円、50.2 パーセントの減となっております。

めくっていただきまして、地方交付税でございます。

特別交付税の 3 月確定に基づきます補正でございます。地方交付税 271,057,000 円の補正でございます。このうち特別交付税に係る部分でございますが、215,814,000 円でありまして、昨年度比で 1,546,000 円、0.38 パーセントの減となっております。全国では、0.61 パーセントの減となっております。岩手県の県全体では 4.40 パーセントの減となっておりますし、市の計では 2.15 パーセントの減、町村では 10.41 パーセントの減となっております。これに比較しまして、当町の場合は、減少率がかなり低いという状態になったものでございます。

次に、震災復興特別交付金でございますが、55,243,000 円の交付となっております。東日本大震災に係る除染対策等が主な交付の内容となっております。平成 23 年度に 28,209,000 円交付されてございまして、24 年度が 308,996,000 円交付されてございます。この部分で、かなり過大な交付の部分がございます。25 年度は過大の精算のために交付がなかったというものでございます。26 年度の部分では、交付対象となりましたのが 84,000,000 円ございましたが、24 年度からの未精算分がございますので、その部分 32,000,000 円を差し引きしてございまして、55,243,000 円の交付となったものでございます。

16 款の寄附金でございますが、70,000 円の補正でございます。定例会議の際の補正後のふるさと納税の寄附金、4 件分で 70,000 円が実績としてございまして、積み立てをするために予算計上してございます。

9 ページにまいりまして、歳出でございますが、先ほどのふるさと納税に係る寄附金の部分で、企画費での 61,000 円、10 目の基金管理費で 10,000 円の積み立てとなっております。その下の公共施設等整備基金に 2 億円を積み立てするという歳出の補正となっております。

この公共施設等整備資金に係る部分でございますが、25 年度に病院、江川簡水の事業に着手してございますし、26 年度から 28 年度にかけて運動公園、来年度には清掃センター、江川小学校、養護老人ホーム等、公共施設の大規模事業が計画されてございます。今後、保育所、グリーンテージ、役場庁舎等、公共施設の改修、改築等の事業が計画的に実施されていくということが見込まれるものでございます。

事業の実施につきましては、過疎債等、有利な財源確保は原則として進められるということになるわけでございますけれども、この起債の対象外になる部分、あるいは償還に係る財源等、安定的な今年度の財政運営をするためには財源確保が必要というように考えられる部分から、この公共施設等整備基金に積み立てをしようとするものでございます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

参考と書いてございますが、下の基金の状況という部分に、この積み立てを含めた形でのそれぞれの主な基金がございますが、26年度末の現在高になってございます。公共施設整備基金につきましては、26年度の取り崩しが200,900,000円ございまして、積み立てが330,764,000円となっておりますのでございまして、26年度末には2,336,462,000円となるものでございますし、積立基金全体では4,834,631,000円となる見込みとなっております。25年度末から比較しますと、9パーセントほどの増となる見込みになってございます。

次に、32号の説明を申し上げます。議案集をお願いいたします。資料は2ページになります。

議案第32号、町立児童館条例の一部を改正する条例でございます。

町立児童館条例の一部を次のように改正するというもので、1条のみの改正でございますが、資料をご覧くださいと思います。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正するという法律の改正に伴いまして、12月定例会議におきまして、この関連する部分の条例設定をさせていただいておるところでございます。放課後児童健全育成事業に係る基準等の分につきましても、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例という部分で議決をいただきまして、12月11日に第15号の条例として公布しておるところでございます。

この部分で、放課後児童の対象の部分につきまして、これまでの小学校3年生までの児童に係る部分を、小学校に就学している児童というように改正、拡大したものでございまして、これを受けた形で、町の児童館で放課後児童クラブの運営を行っておりますので、併せて、町立の児童館条例のこれに対応する部分についても改正しようとするものでございます。

条例案の第5条でございますが、小学校1学年から3学年までの児童となっております。小学校に就学している児童というように改正するものでございます。

附則でございますが、国の法律の施行に併せた施行日とするものでございまして、政令によりまして、27年4月1日の施行というようになってございます。

提案理由ですが、児童福祉法の改正に伴いまして、所要の整備を行いたいというものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第31号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）及び日程第4、議案第32号、町立児童館条例の一部を改正する条例の2議案については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただちに、議案第31号及び議案第32号の2議案の審議を行います。

はじめに、日程第3、議案第31号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

3点ほどお伺いをいたしたいと思います。

まず、最初に、地方交付税の関係でお伺いをいたしたいと思います。地方交付税は271,057,000円ほどの補正額になっております。先ほどの説明ですと、特別交付税では、昨年度より1,500,000円ほど下がったというようなことでございまして、ただ、全国の平均よりは、この率が高いというようなお話だったというように思っておりますが、その削減率が少なかったというようなことになろうかと思っておりますが、算定項目が多かったのではないかと思うのですが、その特殊事情について、お伺いをいたしたいと思っております。

それからまた、震災の復興特別交付税、先ほどの説明によりますと、24年度分の調整額として、今年度このように交付されたと、本来は82,000,000円ほどというようなお話だったように説明を受け止めましたが、そうしますと、この震災の特別交付税は今年度で交付税は終わる予定なのか、今後も、こういったような交付税が続けてくるものか、その見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

それから、第2点目では歳出の方ですが、ふるさと基金では、総務費の基金、ふるさと納税寄附金で70,000円になっておりますけども、多分、これが企画費と基金管理費の方に振り分けになっているのではないかと思っておりますが、こういったようなふるさと納税で、町のふるさと基金に26年度分で積み立てになっているものはどのくらいなのか。あるいは、地域づくりの振興基金の方に回っているものはどのくらいになっているのか。この括弧書きがそっくりそのままというような形になってくるものかどうか、その中身についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、予備費の方では81,682,000円ほどの補正額になっておりますが、今回、補正した財源は全て27年度の繰越財源になるのかどうか、確認をいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

まず、特別交付税の項目という部分でございますけれども、3月交付の部分でございますが、12月と交付の内容の部分が若干異なりまして、詳細な内容につきましては示されてきてはございません。ただ、様々な要素がある部分が加味されたというように考えてございます。主に、災害等に係る部分が、その3月の交付内容になっておるものでございます。地域医療の確保というような部分についても、当町の場合は、その算定項目の中には要素として入っているのかなというように考えてございます。3月分につきましては、それぞれの町村の交付額についても、市については公表されてございますが、それぞれの団体ごとの額についても公表されてございませんので、その比較の内容が、残念ながら確認できないという部分でございます。そういう部分で、その全体的な全国のその伸び率、あるいは県、市町村ごとの伸び率等から推計するに、当町の部分については、それらの分が3月分にも交付されているというように捉えているところでございます。

震災復興の分でございますけれども、今後も継続されるというようになってございます。内容の部分につきましては、23年度の部分については、未精算がなくして28,209,000円という額で交付されてございまして、24年度の部分については、交付額が308,996,000円となった部分でございますが、この部分で29,488,000円の超過過大の交付があったというものになってございます。25年度の方については、それらの精算、あるいは25年度の事業等の結果、32,000,000円弱の未精算の部分が発生したというようになってございます。主に25年、24年とも牧草の除染等に係る部分の事業費に対するの交付となっております。それで、26年度につきましても、除染事業の部分が主でございまして、48,000,000円ほどの除染事業が対象となっておりますし、あと、風評被害等に係る部分で、算定額が80,944,000円となっておりますのでございまして、それらの分の精算をし、55,243,000円の交付となったものでございます。

ふるさとづくり基金でございますが、今年度、寄附をいただいている部分で2,295,000円となっておりますのでございますが、森林保全、エネルギー等の指定に係る部分で590,000円の指定をいただいております。指定のない、一般に係る部分が1,750,000円となっております。指定に係る部分につきましては、ふるさとづくり基金への積み立てとなっておりますのでございますし、地域づくりに係る部分につきましては1,705,000円を積み立てしているというものでございます。

繰り越しに係る部分でございますが、予備費の計上分の中に繰越明許に係る財源、当然に繰り越しは全て繰り越しをしてまいりますが、その中に、繰越明許の財源となっております部分が30,000,000円ほど含まれているという中身になってございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

特別交付税の関係でお伺いをいたしたいと思いますが、この震災の復興特別交付税は、今後も継続になるというような理解でよろしいですね。分かりました。

あと、こういったような資料については、本日、県の町村議長会の資料で確認させていただきましたが、震災特別復興交付税については、こういったようなことで、町分まで全て資料が出てきておりますので分かったのですが、この特別交付税の分は、市の段階で終わっておりますので、町村の分が分からなかったのです。それで質問させていただいたのですが、町当局でも、この算定項目は、はっきりしたものは分からない。こういったような、どこの町村にどのくらいきているかも把握できないというような、我々と同じような感覚で、このような答弁になっているものではないでしょうか。そのところをお伺いいたしたいと思います。

あとの分については分かりました。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（鳩岡修君）

特別交付税の部分につきまして、12月の部分につきましては、交付の内容、かなり明細がきちんとした形で資料として頂戴できますので内容は確認できております。

3月の分については、算定のメニューとしましては、当然に、その交付税の算定上需要額を積み上げて要望するという内容になってございますが、その結果の部分については、残念ながら金額のみの交付の資料というようになってございます。それぞれの町村の結果につきましても、照会いたしても、その分については交付いただけないというようになっておるのが現在の実態でございますので、先ほどと同じような答弁になってしまいますが、それ以降の資料は、残念ながら持ち合わせていないというような形になってございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号、平成26年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第32号、町立児童館条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

今回、町立児童館条例の一部改正が出てきているわけですが、本来ですと、他の子育ての支援法の3条例が基準として条例が可決されているわけですが、なぜ、これだけが、拡大したものが遅くなったのか、私は理解しかねるところがあるのですが、その事情、経緯について伺いたいと思っておりますし、この施行日も、この法律の施行日は明後日の4月1日ですよね。こういったようなときに、例えば、この中身なのですが、吉ヶ沢、冬部の児童館の対象児童の事前行為などは全く支障がなかったのかどうか不思議でならないですね。そういうような説明は何らなされておられません。こういったような条例の設定は、本来は12月のこういったような条例改正のときに併せて、遅くとも3月の定例議会には、きちっとした整備をしておかなければならない条例ではないかと思うのですが、そういったような事情が全然なされておられません。明後日からですよ。この条例が可決しなければ、4年生から6年生までの児童が入れないというようなことではないですか。私はそう思うのですが、そういったような事情が、この児童館条例の一部改正の条例の中に問題が含まれているのではないかなど、あえて問題を提起させてもらいますが、どうでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

それでは、教育次長から、ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず、1点目の、他の関連条例と併せて提出すべきというご質問でございます。ご指摘の件につきまして、国、県等のご指導をいただきながら、これまで、その必要な時期に改正してまいりました。今回の法律関係、かなり情報がギリギリになってきているという状況もございます。今回、この児童館条例につきましては、本日、提案させていただきますというように経緯がございます。先ほど、総務企画課長から提案理由をご説明申し上げましたとおり、そういった時期とすれば12月が最も良い時期と

いうようになるかもしれませんが。当方に、そういった情報がきた時期が遅くなってしまったというような経緯でございます。

それから、2点目の、4月1日、2日後から、この条例が施行されなければならないというような、法に準じて、今回この児童館条例も、こういった形でご提案させていただいているものでございます。事前に希望等を取りながら、ただいまのご指摘もそういった部分はあるかと思うのですけれども、今回こういった形で、なんとか4月1日に施行させていただきたいというようなことから、本日、提案させていただいたものでございます。

次に、現場の方の状況に支障がないかというようなことでございます。確かに、この条例が可決しなければ、希望者の4年生以上が入所できないというようなことは、この児童館条例につきましては、当初は、必ずしも他の条例等と整合性を取らなければならないというような認識が欠けておりました、そういった部分で精査した結果、児童館も放課後児童健全育成事業に準ずる事業を実施しているというような状況がございまして、本日、条例を提案させていただいた次第でありまして、確かに、この条例が通らないということになった場合には、現場の方で4年生以降の人たちには、4月1日からのという部分は考えられることかとは思いますが。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

なんとなく歯切れの悪い答えですね。しかも、子育て支援ですから、明日、明後日に始まる前に、今日の今日の提案では、この対象者の方々に案内しなければダメではないですか。そういったようなことが全くできないのではないですか。今日、例えば、議決になって、明日一日だけでやるというような考えですか。担当課長だけを責めるわけではないのですが、私は町全体の姿勢だと思いますよ。こういったようなものを、このままやっていたら、住民の皆さんに大変なことではないですか。子育て支援にならないのではないですか。お知らせもしないで。児童館には入れないのではないですか。4年生から6年生までの、そういったようなこと。

それから、これは直営ではないですね。指定管理者制度でやっていますよね。指定管理者との協議はどのようになっているのですか。指定管理者が、このことを分かっているのですか。そういったような非常に大事なものが、この条例の中に含まれているのですよ。これは課長答弁ではダメですね。もう一度、責任のある方から答弁をお願いいたします。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

お答えを申し上げます。

今、柴田議員さんからお話がございました点につきましては、全くそのとおりでございまして、本来、もっと早い時期に、ほかの関連条例と共にご提案を申し上げ、ご審議、そして、議決をいただくべきものでございました。これにつきましては、担当しているものとしたしましても、大変その責任を感じておるところでございまして、そういった点につきましては、本当に心からお詫びを申し上げます。

新学期が始まるまでの非常に短い期間ではありますが、こういった部分についての情報については、それぞれの児童館等の方にも既にお話をしてございますので、今後、新しい子どもたちが入所するまでの間に、そういった部分の状況につきましては、きちっと確認をしまして、そういった支障がないような形にもってまいりますので、なんとか今回はご了解をいただきたいと、このように思っております。誠に申し訳ございませんでした。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

このような条例の提案の際には、あらかじめ、このような事情で遅れた、そういったような提案理由も含めなければ、なかなか良い子育て支援ができないのではないですか。これから、せっかく町内の子どもたちを育成して、これは健全育成ですよ。そういったような部分で、はっきり言って、忘れて、慌てて、今出した条例ではないですか。私からは、そのようにしか見えません。こういったような部分では、指定管理者との協議は全く答えていないではないですか。指定管理者の方でも分からないのではないですか。せっかく拡大して、良い施策が出る。そして、12月のときに三つの条例を可決した際には、もう運営基準も自分たちが決めていて、自らこのような支援になっていないではないですか。これでは、住民の方々は納得しませんよ。議会だっってこのようなちぐはぐな条例の提案の仕方では困るのですよ。町当局の方はどう思いますか。教育委員会では、補助執行で多分これを行っていると思っていますので、その責任は町執行当局にあると思うのですが、町執行当局の見解をお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回の経緯につきましては、教育委員会教育次長、それから教育長から申し上げたところでございますが、いずれ今後の対応といたしましては、一層そういう連携を密

にしまして、係ることのないように対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

こういうような重大な条例ですので、今、私も特別許可をいただいて発言をしているわけですよ。

それで、こういったような部分については、やはり、もう少し誠意のある提案の仕方、説明、そういったようなのがなければ納得しがたい条例ですので、もう少し誠意ある提案の方法を考えていただき、ぜひ住民に迷惑をかけないようにやってもらいたいと思っております。

現在、吉ヶ沢、冬部、両方の児童館に、こういったような希望者がいるのですか。多分、この条例が施行になっていないから、私は、募集要項などを作れなかったのではないかと思うのですよね。その事情についても全く触れておりません。希望者がいるのか、いないのかも分かりませんが、いずれ、対象が拡大しているわけですから、児童館でもこういったような行程のものをやっていかなければならない。はっきり言って、自分たちが基準を作って、このように最初から破るような方法ではダメです。その対象児童について、お伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（深澤口和則君）

希望調査を取った時点におきましては、吉ヶ沢児童館4年生2人、6年生2人というようになっております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

よろしいですか。

3番（柴田勇雄君）

では、もう1回お願いします。

議長（中崎和久君）

簡潔にお願いします。

柴田勇雄君。

3番（柴田勇雄君）

はい。ありがとうございます。

いずれ、もう希望者もいるわけですから、皆さんはできないのをやっているのですよ。最初に、このような事情で遅れましたけれどもというような一言もなく、議決はしなさいということなのです。こういったようなことではダメです。議会のチェック機能も十分果たせないまま、こういったようなことになりますので、今後、係ることのないように嚴重に議長からも注意をお願いいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号、町立児童館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了し、本会議に付された事件は全部終了しました。

以上で、平成27年葛巻町議会3月会議を終了します。

次回は、7月第1金曜日の3日に再開することとします。

ご苦労様でした。

（散会時刻 10時46分）